

J R 海浜幕張駅地区周辺地域および中央区富士見地区において 客引き対策、路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る周知啓発活動を実施します

千葉市では、「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」により、客引き行為等防止対策を実施しています。また、「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」により、路上喫煙やポイ捨ての対策を実施しています。

このたび、自治会および地元協議会、警察署等と連携し、客引き対策、路上喫煙・ポイ捨て防止に関する周知啓発活動を実施しますので、お知らせします。

1 実施内容

チラシや啓発品を用いて、通行する方に下記の啓発活動を行います。

- ・客引き行為等の防止
- ・客引き行為等の防止に関する条例の改正内容の周知
- ・路上喫煙等・ポイ捨ての防止

(令和8年10月1日からJ R 千葉駅東口の取り締まり地区拡大)

2 実施日時

J R 海浜幕張駅地区周辺 令和8年7月10日(金) 17:30～18:30

中央区富士見地区 令和8年7月17日(金) 18:30～19:30

3 周知啓発活動場所(予定)

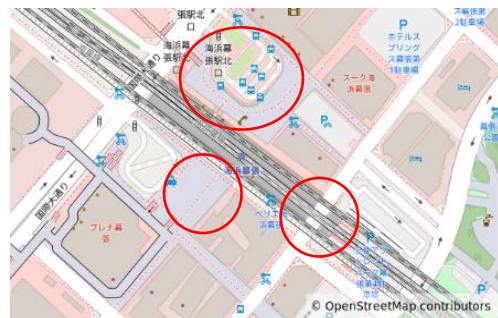
右図の箇所にて実施

4 参加予定団体(順不同)

- ・J R 海浜幕張駅地区周辺
幕張新都心まちづくり協議会、幕張ベイタウン自治会連合会、千葉西警察署、千葉県警本部少年課、千葉市
- ・中央区富士見地区
富士見町地区環境整備連絡協議会、千葉中央警察署、千葉県警本部少年課、千葉市

5 取材について

取材を希望する場合は、7月9日(木)正午までに地域安全課(電話245-5634)へご連絡ください。



周知啓発活動予定場所(JR 海浜幕張駅周辺)



周知啓発活動予定場所(中央区富士見地区)

＜参考＞客引き行為等の防止に関する条例の改正概要

（１）趣旨

客引き行為等を行わせた事業者等に改善計画書の提出を義務付け、事業者の責任を明確にするとともに、その内容を基に具体的な措置を把握する規定を新設します。

これにより、一向に改善が見られない事業者に対しては、従来よりもさらに具体的かつ効果的な行政指導、行政処分を実施します。

（２）主な改正内容

事業者（店舗運営法人・客引きを雇用している法人（受託者））に対し、勧告を行った上で、必要に応じ改善計画書の提出を求めます。

○改善計画書の内容

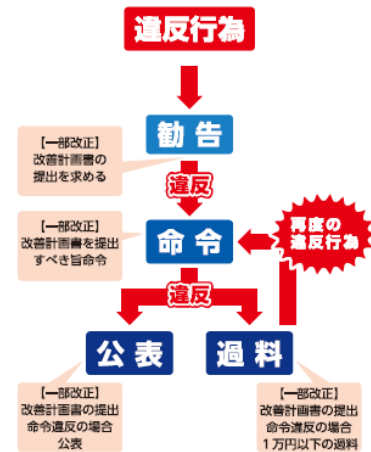
ア 是正措置の実施状況（是正済みか否か）の報告

イ 勧告を受けた事実に対しての改善、指導実績

ウ 今後の改善（維持）計画

（３）施行期日

令和９年１月１日



改善計画書のフロー

問い合わせ先

【客引き防止の周知啓発に関すること】

市民局市民自治推進部地域安全課 電話 245-5634

【路上喫煙等・ポイ捨て防止の周知啓発に関すること】

環境局資源循環部廃棄物対策課 電話 245-5237